

## 議案第37号

さいたま市民の日条例の制定について

さいたま市民の日条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市民の日条例

(趣旨)

第1条 市民が、郷土である本市の歴史や文化に親しみ、市民としての一体感とまちづくりに自ら参画する意識を高め、魅力ある本市を将来にわたって創っていくことを期する日として、さいたま市民の日（以下「市民の日」という。）を設ける。

(市民の日)

第2条 市民の日は、5月1日とする。

(市の取組)

第3条 市は、第1条の趣旨にふさわしい取組を行うものとする。

(使用料等の免除)

第4条 市民の日には、市の設置した公の施設の利用に係る使用料又は料金（以下「使用料等」という。）で市長が指定するものについて、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、これを免除する。

(市民等の協力)

第5条 市は、広く市民及び団体に対し、第1条の趣旨にふさわしい催し等の実施について協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。